

平成22年9月22日

午前10時開議

議 場

1. 議事日程（第21日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第48号 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第49号 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第52号 上天草市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
4. 議案第56号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第3号）（所管部門）
5. 議案第61号 平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
6. 議案第67号 上天草市過疎地域自立促進計画を定めることについて
7. 議案第69号 天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

日程第 2 経済建設常任委員長報告

1. 議案第50号 上天草市大道地区交流広場条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第51号 上天草市葛崎農村公園施設条例の制定について
3. 議案第56号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第3号）（所管部門）
4. 議案第62号 平成22年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1号）
5. 議案第63号 平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
6. 議案第64号 平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）
7. 議案第68号 公有水面埋立てに関する意見について
8. 陳情第17号 湯島地区北側護岸保全（道路）整備事業に関する陳情書

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第53号 上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第54号 上天草市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第55号 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例の制定について
4. 議案第56号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第3号）（所管部門）
5. 議案第57号 平成22年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
6. 議案第58号 平成22年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

- 7. 議案第59号 平成22年度上天草市診療所特別会計補正予算(第1号)
- 8. 議案第60号 平成22年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 9. 議案第65号 平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 10. 議案第66号 平成22年度上天草市水道事業会計補正予算(第1号)
- 11. 陳情第14号 維和小中学校統合計画の見直し及び一貫教育化に関する陳情書
(継続審査)

日程第 4 議案第56号 平成22年度上天草市一般会計補正予算(第3号)

日程第 5 発議第 4号 渡辺勝也議員に対する辞職勧告決議

日程第 6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(21名)

議長 堀江 隆臣

1番 平田 晶子	2番 何川 雅彦	3番 田中 辰夫
4番 須崎 光枝	5番 宮下 昌子	6番 西本 輝幸
7番 高橋 健	8番 小西 涼司	9番 島田 光久
10番 川口 望	11番 田中 万里	13番 北垣 潮
14番 園田 一博	15番 窪田 進市	16番 津留 和子
17番 桑原 千知	18番 渡辺 勝也	19番 田中 勝毅
20番 猪塚 安親	21番 新宅 靖司	

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	鬼塚 宗徳
総務企画部長	永森 良一	市民生活部長	佐伯 秀昭
建設部長	尾上 徳廣	経済振興部長	坂中 孝臣
教育部長	村枝 誠二	健康福祉部長	杉田 省吾
会計管理者	杉田 良一	上天草総合病院事務長	松本 精史
水道局長	松本 和任	総務課長	橋本 秀雄
財政課長	竹下 学		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 森内 孝生 局 長 補 佐 野崎 秀満
主 事 川端 彰

開議 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、会議に入ります前に、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。
議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

本会議に先立ちまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

渡辺勝也議員に対する辞職勧告決議の発議議案について慎重に審議しました結果、本日の本会議で審議採決することに決定いたしましたので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

なお、本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 総務常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議において総務常任委員会に付託いたしました議案第48号、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外6件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長報告をいたします。

さきの本会議において総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る9月16日に委員会を開き、現地踏査及び審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたしま

す。

まず、議案審議を行います前に、上天草市立斎場の改修工事が9月13日に検査終了したとのことで現地踏査を行い、その後、引き続き委員会を再開し、審議を行いました。

まず、議案第48号、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件につきましては、慎重に審議しました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号、上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件につきましては、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号、上天草市斎場条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件につきましては本会議でも質疑がありましたが、委員会でも委員からさまざまな質疑があり、その主な内容を申し上げますと、指定管理者制度へ向けての条例の改正ということだが、制度導入の検討はいつごろからされているのか。本会議の質疑で募集の要項などはこれから作成するという答弁であったが、募集の要項を作成して上程すべきではないか。また、制度導入するとなった場合、太陽光発電を設置したばかりで電気量、売電量の実績がないので、1年間ぐらい実績を把握した上ですべきではないかとの質疑があり、担当課長から、平成20年4月25日から担当者会議で対象施設として検討してきた。募集の要項については、案として作成しているが確定していない状況であり、また9月14日に候補者選定委員会に募集の要項案を示して意見を伺っているところである。太陽光発電については、1キロ当たり年間1,000ワットぐらい発電すると予想されることから、日照時間が少ないところだが、斎場の電気量はほぼ賄えると考えており、1カ月ぐらいの実績で大体の予測はできるとの答弁でありました。

これを受けて委員から、募集の要項案があるならば提示すべきだ。太陽光発電については季節によって発電量は違うし、売電することを考えると、1カ月ぐらいの実績をみてもわからないと思う。せめて1年間ぐらいの実績を見て、それから指定管理者制度へ移行しても遅くはないのではないか。また、指定管理にした場合、個人情報の管理について不安があるのではないかとの質疑があり、担当課長から、要項については早急に整備して提示したい。個人情報の取り扱いについては、契約のときに適正に取り扱うよう取り決めをするとの答弁でありました。

また、委員から、建物改築や太陽光発電といった省エネ設備など約9,000万円の設備投資をしたばかりで、すぐに指定管理にするというのが理解できない。また、指定管理にした場合のメリットについて質疑があり、担当部長からリバイバルプランによる施設の見直しにより、斎場についても制度導入を検討してきたところで、指定管理者制度導入に向けての条例の改正をするものであり、即指定管理にするというものではない。メリットについては、斎場での直接の受付や施設の全般的な運営を行うことにより、管理運営の充実が図られ、民間の専門的な職員の配置により、サービスの向上や運営の効率化が考えられ、また、職員の事務量の削減にもつながるとの答弁でありました。

また、委員から、委託料についてどの程度算出しているのかとの質疑があり、担当課長より、過去3年間の平均で算出しているところで、火葬利用料の収入においては688万5,000円、管理費の支出においては1,216万7,000円になっており、差し引きの528万円に消費税をプラスして554万円程度が1年間の経費と見込んでいる。また、委託については3年契約を考えているとの答弁でありました。

これを受けて委員から、太陽光発電など設置したばかりで、年間の経費が変わってくると思うので、しばらくは実績を見るべきとの意見でありました。

本件につきましては、要項の提示がなければ審議ができないとの多くの意見があり、執行部から協定書案と近隣の市町村の状況など速やかに提示され、詳しい説明がありました。

これを受けて委員から、他市では市直営ですばらしいサービスの提供をやっているところもあるので、1年間ぐらいかけて他市の状況なども調査研究した上で、市直営のほうが望ましいとなったときには検討し直していただきたいとの意見がありました。担当部長から、各委員からいろいろ意見をいただいたので、1年以上かけて精査し、いろいろな問題がクリアできたときに制度導入へ向けて取り組んでいきたい。今回は指定管理にできるという条例改正で、即制度導入することはありませんので、御理解いただきたいとの答弁でありました。

本件につきましては、ほかにもいろいろな意見、質疑がありましたけれども、指定管理者制度導入及び運用については1年以上かけて検討することを確約した上で、慎重審査の結果、委員会では全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第3号の所管部門についてでございますが、まず、企画費の食糧費について内容の説明を求める質疑があり、担当課長から銅陵市と友好都市の締結を検討している中で、銅陵市からことし中に当市に訪問したいと伺っている。銅陵市から来られた場合に、受ける側として歓迎レセプション的なことをやる必要があるのではないかと判断で、人数は確定していないが30名程度と予測し、1人当たり5,000円の食糧費ということで、合計15万円計上させていただいたとの答弁でありました。

次に、環境衛生費の住宅用太陽光発電システム設置補助金について内容の説明を求める質疑があり、担当課長からは、当初予算に400万円計上しており、6月に募集したところ53件の申し込みがあり、抽選の結果20名の方への補助が決定した。当初の申し込み者数の見込みが違っており、補助件数が少なかったことと、その後の問い合わせもあっているため、上限20万円の35件分で、合計700万円の補正予算を計上したところである。実施するときは再度募集をかけて実施し、抽選もれ分も含めた今回の申請件数が35件以上になれば抽選ということになる、との答弁でありました。

これを受けて、委員から、すべての方への補助ができるように、来年度も継続していただきたいとの要望がありました。

このほかにも多くの質疑があり、執行部より詳しい説明を受けました。

以上のような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

次に、議案第61号、平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号についてでございますが、本件につきましては、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号、上天草市過疎地域自立促進計画を定めることについてでございますが、委員から、計画ということでその都度見直していくと思うが、廃棄物処理について、ごみ減量化と書いてあるが、取り組みについて具体化をして目標など詳しく載せていただきたいとの要望がありました。

本件につきましては、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号、天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更についてでございますが、本件につきましては、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上が委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議いただき、御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます。委員長報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

9番、島田君。

○9番（島田 光久君） 議案第56号の一般会計補正予算について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど、銅陵市と友好のため、向こうから30名ほど来られるための食糧費を15万円計上してあるということで、今委員長報告をされました。その中に、例えば市長と職員を連れて銅陵市に、青銅博に招待されたから行く予算も組まれていると思うんですけども、友好とかその辺に関する議論はなかったですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） もう1回、言ってください。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○9番（島田 光久君） 食糧費を15万円ほど組んであると。これは銅陵市側から上天草市に来られた場合の経費だと思うんですけども、これ以外にこの補正でまた、市長初め職員数名で銅陵市に行く旅費が組まれていると思うんですよ。銅陵市の友好関係とか、これから将来、いろいろな友好をこれ以上進めていくのか、その辺についての議論はなかったですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 今、私が委員長報告したとおりでございます。ほかには議

論はありませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

13番、北垣君。

○13番（北垣 潮君） 議案第52号の斎場条例の一部を改正する条例の制定について。私も傍聴に行っていたんですけれども、直営の熊本市とかがサービスがいいという意見がいっぱい出ている中で指定管理者の流れに行っただけですから、この辺について、何でこうなったのかなとずっと疑問に思っていたんですけれども、その付近は何でこういうふうに、指定管理者の導入に行くような流れになったかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 今、北垣議員が言われた内容については、委員会でも相当議論を踏まえた中で、熊本市のことも踏まえていろいろと、一番最後に申しあげましたけれども、1年間様子を見ながらの部分があると思います。

いずれにしても、私たちもそういった部分を把握した中で、この指定管理に対する取り組みについては、1年以上かけて、内容を精査した中で決めるということで、同じような意見があったことを御報告いたします。

いいですか。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣君。

○13番（北垣 潮君） 直営の熊本市とかがよくて、指定管理者に出しているところのほうがサービスが悪いという話がいっぱい出てきている中で、なぜそういうふうな流れに、この指定管理者の流れのほうにいったのか、かじを切ったのか。その辺をちょっと、私も理解できなかったものですから。

確かに、部長がお願いしますと言われていましたから、部長の気持ちにほだされてなったかなという気持ちもあったんですけれども、それでも理解できなかったものですから、ちょっとお聞きします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（桑原 千知君） 市民生活部長の顔を立てたとかということではありません。部長にも相当議論を踏まえて、休憩を挟んで、この問題に対しては、委員会自体では相当掘り下げて議論したつもりでございます。

いずれにしても、1年猶予を踏まえた中で結果を出して、その中で、今北垣議員が言われた部分を含めて、また再度話し合いをする中で決めていくような形になると思います。

いいですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣君。

○13番（北垣 潮君） では、直営のほうがよかったなら、こういう条例を認めなくてもよかったのではないかなと、私は思ったものですから。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

11番、田中万里君。

○11番(田中 万里君) お尋ねいたします。

本会議でも私、この斎場の指定管理者についての条例については質問いたしました。その結果1年間は、太陽光とかどれくらいの費用がかかるかという点を精査した上で、指定管理者にするかどうかは考えるという判断をされたことには、まずもって敬意を表したいと思います。

その中で、もし例えば1年後に指定管理者に出される場合に、受ける業者さんですね、その部分について、多分いろいろと審議されたのではないかと思います、その辺の説明をお願いいたします。

○議長(堀江 隆臣君) 総務常任委員長。

○総務常任委員長(桑原 千知君) いろいろな意見が出る中でそのことに関しても、その1年間を猶予する中で、そこら付近も検討課題の一つということで、また、恐らくいろいろな案を提出した中でそういう部分を決めていくという流れになっていくと思いますので、当然、今田中議員が言われた部分は、委員の方々も一番興味を持った中での議論でございましたので、繰り返してございますけれども、1年間猶予の中で、議論する中で決定すればということで、委員の方々からも同じような意見が出ましたので、御報告いたします。

○議長(堀江 隆臣君) 11番、田中万里君。

○11番(田中 万里君) 例えば本会議でも部長は、指定管理者にする目的の第一にサービスの向上というようなことも言われておりました。それと、従業員の資質の向上の点も言われました。では、委員会の中では、例えば今後も1年間、直営でいろいろとやっていった上で、この1年間の間にその辺がいい方向に見直されて、直営でも十分いいのではないかと、また経費も、太陽光あるいはそういうので大分削減されるという結果が出た場合には、直営である場合もあるというようなことが、委員会では議論されたというふうにとらえてよろしいでしょうか。

○議長(堀江 隆臣君) 総務常任委員長。

○総務常任委員長(桑原 千知君) 今、田中議員が言われたとおりでございます。委員の方も、同じような意見が出ました。

○議長(堀江 隆臣君) ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 隆臣君) 質疑がなければ、議案第56号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第3号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 隆臣君) 討論なしと認めます。

それでは、ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決を行います。

まず、議案第48号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第49号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第52号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第61号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第67号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第69号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第2 経済建設常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第2、経済建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第50号、上天草市大道地区交流広場条例の一部を改正する条例の制定について外7件を議題といたします。

経済建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） おはようございます。経済建設常任委員長の報告をいたしたいと思っております。

さきの本会議において経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る9月15日並びに21日に委員会を開き、現地踏査及び審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第50号、上天草市大道地区交流広場条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件については、委員から、今回ただし書きを付け加えることの意味について質問があり、担当課長から、トイレの清掃、芝刈り等については地元のグラウンドゴルフ愛好会が利用しているということもあって、業務の一部を委託しているところである。しかし、条例上は市が管理するという規定になっていたため、平成18年度に県の補助事業ということで県の実績調査が行われ、その際、トイレ等の清掃を外部団体に委託していることが事実であれば、その旨のできる規定を設けるよう指導があったので、その集落の区長等に委託することができるよう、今回ただし書きを付け加えさせていただいたとの説明がありました。また、委託料については年間9万円であるとの答弁がありました。

本件については、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第51号、上天草市葛崎農村公園施設条例の制定についてですが、まず委員から、現地踏査で見に行った場所であるが、公園内にお宮と観音様が祭られている場所であった。市が管理する上で、神社仏閣と公園部分は明確に区分しておく必要があるのではないかと質疑があり、担当課長から、平成15年当時、旧龍ヶ岳町が農村整備事業として整備された内容については、通路部分107平米、木製の藤棚1棟、水飲み場1基、公園周囲の木柵16.5メートル、張り芝等が50平米ということで整備がなされている。この事業でつくられた成果物については、協定書を作成して地元の葛崎区長の方に管理を委託しているというような形でできているので、あくまでも、この事業によってつくられた構築物のみの管理を委託するものであるとの答弁がありました。条例の中にはその辺の記述がなされていないことについては、今後、公園部分とそうでない部分を明確にするよう、何らかの対策を取らせていただきたいとの答弁がありました。

また、委員から条例制定の前からその辺のことがわかっていたのであれば、公園部分とそうでない部分を明記した上で条例制定をすべきではなかったのかとの質疑があり、担当課長から条例

第3条等の不備については十分認識をしている。その上でこの条例を認めていただけるのであれば、可及的速やかにこの部分について区分をさせていただきたいとの答弁がありました。

また、委員から、公園と神社部分を分筆して区分けするというようなことだが、神社を含めて木柵がなされているので簡単に分筆はできないのではないかとの意見に、担当課長から、分筆には一定の手順が必要であると考えるが、土地の所有者は周辺住民の方々の50数名の共有地となっている。現実的に持ち分登記の状態に分筆等を行うということは難しいだろうと考えているが、一たん区の財産化して、区の財産として分筆することはできるのではないかとの答弁がありました。

また、委員から、いろいろな意見は出たが、政教分離の観点から、条例の中に公園とそうでない部分はやはり明記する必要があるのではないかとの意見に、担当部長から、条例の中に区分けする文言が必要ということであれば考えたいとの答弁がありました。

また、委員から、第7条第2項に、使用者は公園使用中に生じた事故については、一切の責めを負うものとする規定されているが、本会議の質疑の中でも出ていたが、事故等の責任の所在について質疑があり、担当課長から、基本的には不特定多数の方々が自由に使用できるということであるので、公園を利用される方が自己責任で利用していただくということを明記している。ただし、施設の瑕疵があつて、管理上の問題からけがをされた場合には、法的に市が損害賠償を負わざるを得ないということも想定されるので、町村会のほうで行われている全国町村会総合賠償保険制度で、市が所有する施設の管理に起因する事故、損害賠償しなければならないケースについては保険によって賄われるという制度に加入しているとの答弁がありました。

本件につきましては、ほかにもいろいろな意見、質疑がありましたけれども、以上のようなやり取りがなされた後、委員4人連名で、葛崎農村公園内に神社仏閣が存在するため、政教分離の観点から、市が管理する公園部分とそうでない部分を明確に示す必要があるとして、葛崎農村公園施設条例の第4条、公園の管理については「集落の区長等に委託することができる」の後に、「ただし、団体宮大道地区中山間地域総合整備事業により造成されたものに限る。」のただし書きを加える修正案が提出され、挙手による採決を行った結果、修正案を賛成多数により可決することに決定いたしました。

次に、議案第56号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第3号の所管部門についてですが、まず担当部長から、6月の定例会において、委員から家裏がけ崩れの見舞金制度の見直しをしたらどうかと指摘を受けたが、関係部局と協議を行い、見舞金要項の一部見直しを行い、新たに土砂撤去規定を定めることと決定したが、今日示したものは案であるので、意見をいただきたいとの報告がありました。

まず委員から、農林振興費の旅費について、どのような経緯でこのような金額の計上になったのかの質問があり、担当課長から、48万4,000円の旅費については、本会議での質疑の際に市長のほうから説明があつたが、開発研究センター自体が市のほうで管理運営しているということで、ブランドを販売戦略として、市としててこ入れをしていくための組織強化を図るという話が市長

からあったかと思うが、この旅費については、そういったブランド化推進の特命を受けた職員の調査研究、情報収集を行うための出張旅費であるとの説明がありました。

また、委員から、今の段階ではハード面だけが進められており、まだソフト面の協議が十分なされていない中に旅費を計上するというのは納得がいかないとの質問があり、担当課長から、3月議会で審議していただいた加工品の開発研究センターを中心とした調査、研究を含み、それ以外の1次産品をも含んだところでのいろいろな調査を職員にやっていただくことで、今回旅費を計上させていただいたとの答弁がありました。また、この予算が認めていただけないということであれば、次の機会に予算計上となると12月議会となるので、その間何も調査研究ができないということになる。そうすると、今建設が着手から竣工に向けて進み中で、3カ月という期間が何もできないという結果になってしまう。少なくとも10月8日にプロジェクトチームの会議を予定しているが、その中でいろいろなことを協議していただくことにしているので、それと並行して活動をやらせていただくための経費として、ぜひともお願いしたいとの答弁がありました。

また、委員から、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金について、現在の機械を長持ちさせるための修理をするようなための負担金と聞いたが、どこの場所の機械なのかの質疑に、担当部長から、今回は松島町今泉の日本冷熱の入り口の排水機場、今泉の後山の排水機場の2カ所を行うとの答弁がありました。

また、委員から、荒木浜地区換地精算金について、圃場整備のことなのか、また、圃場整備事業には受益者負担金が発生するが未納というのではないかととの質問があり、担当課長から、荒木浜地区の圃場整備事業の換地を、今年度で換地を完了させて登記まで終えたいと考えている。そのための換地精算金であるとの説明、また未納の件については、換地とは別に、圃場整備の県営事業ということで工事をしていただいているが、それには一定の受益者負担というのをお願いしている。その受益者負担について、市が債権者となり工事負担金として請求書を出し、振り込んでいただいている。その中に一部支払いが滞っている方がいるというのは事実である。しかし、換地事業によって道路とか農道の水路分で、県から買っていただく分があり、返ってくるお金があるので、工事分の未納があっても、県から返ってくる分のお金で相殺するという形で精算させていただいているとの答弁がありました。

また、委員から、農業振興費の貸付金、販売促進アンテナショップ整備貸付金について、さんば一らの事業計画と返済計画、また貸付金に対しての基準、貸付金の利率、貸し付け要綱について説明を求める質疑があり、担当課長から、パライゾ上天草から熊本駅新幹線高架下商業施設への出店に係る敷金についての要望があったことが発端である。来年3月に全線開通する九州新幹線の熊本駅舎内にショッピングゾーンを設けるということで、JR九州ビルマネジメントというところから、出店条件表をつけて出店していただけないかという打診があったということである。出店についてはいろいろなところに公募されたが、天草地域からは応募がなかったということである。しかし、熊本駅で天草の海の幸のものをショッピングゾーンに入れたいということで、パライゾ上天草のほうに出店の誘いがあったという経過であると聞いている。内容については、

面積が10.54坪、賃料は売上金の10%、共同管理費は別途かかる。また、敷金については2回に分けて支払うようになっているが、結果的に442万7,000円の敷金を入金しなければならないという条件を提示されているということである。ほかにも、ショッピングモールの位置図の説明、また最低3カ年は出店していただくということになっている等の担当課長からの説明がありました。また、返済計画については、3カ年で収支状況を見ながら市に支払うことになっている。貸付利息については、公益的な効果を踏まえて考えていない。要綱等の整備については、今後つくるということにしているが、議会の承認を得て予算の裏づけができた後に整備をし、貸付契約を締結したいと考えている。この件については、地方財政法上問題がないか財政課と協議をしたが、法的には問題はないということを確認がとれているとの答弁がありました。

また、委員から、他の指定管理団体からこのような貸付金の要望があった場合、担当課としては、このような予算というものは認めていくのか質疑があり、担当課長から、常に財政状況を見ながら判断したいとの答弁がありました。

また、委員から、要綱等が整備されていないのに予算計上するというのは好ましいことなのかの質問があり、担当課長から、要綱等を整備してから予算計上するというのが建前であるが、急な場合には、予算を認めていただいた後に整備させていただくこともあるとの答弁。委員から、要綱等があればこの予算を認めるかどうかの判断がしやすくなる。それが、時間がなかったからだとか、余裕がなかったからだとかというのは、担当課の怠慢としか思えないとの意見がありました。

また、委員から、アンテナショップの出店計画については期待もしているし、上天草市の物産が外にアピールできる場ということで、事業自体には賛成できるが、この貸付金については、要綱を定めた上でないと非常に問題ではないかと思う。また、要望があったからとはいえ、市が安易に貸し付けを行うというのは不安に思うとの意見がありました。

また、委員から、出店については貸付金だけではなく、そのほかの経費もかなりかかると思うが、その部分についてはパライゾ上天草が工面されるのかとの質疑があり、担当課長から、出店にかかる費用というのは自前で工面するということであるとの答弁がありました。

また、委員から、貸し付けに当たって担保、保証人というのはどうなっているのか質疑があり、担当課長から、パライゾ上天草というのは市、JA、漁協、いろいろな産業団体が出資した第3セクターという株式会社になっている。極端な言い方をすれば、市民全員が株主というような会社と言えると思う。そういったところの第3セクターが借りられるということで、特段保証人を求める、担保をよこせというようなことはしていない。また、ほかの自治体や天草市の事例を調べたが、運営上、危険負担が通常の民間と比べて低いとの判断から、どこも担保や保証人はとっていない状況であるとの答弁がありました。

また、委員から、資金調達方法についてはほかにもいろいろな手段があると思う。万策尽きて市に来たということであれば話はわかるが、真っ先に市に来たということであれば納得できないところである。しかし、この貸付金がないと出店できないということであれば、貸し付けを実行

する前までに貸付要綱を作成し、提出していただくしかないとの意見がありました。

この販売促進アンテナショップ整備貸付金についてはほかにもいろいろな意見がありましたが、結果的に、要綱の整備がない中では認められないということでありましたので、9月21日に再度委員会を開き、担当課長から要綱を提出していただいた上で、改めて審査するということで保留としたところであります。

また、21日での販売促進アンテナショップ整備貸付金の審査については、まず初めに、執行部から提出された貸付金要綱案について、担当課長から貸付金の使途、貸付金の条件、借り入れ申請、返済計画等、及び要綱に基づく金銭消費貸借契約について詳細な説明がありました。この貸付金については、担当課長から納得のいく十分な説明がありましたので、委員からは、今後貸し付けに当たっては、要綱等の整備を行った上で十分協議をされ、慎重に取り扱うよう意見がありました。

次に、また委員から、観光費の負担金補助及び交付金の天草海道博負担金の内容の説明を求める質疑があり、担当課長から、来年3月九州新幹線の全線開通の報道がなされているが、それに向けて熊本県が進めている新幹線熊本づくりプロジェクト天草地域推進本部の中に天草海道博実行委員会が設けられ、その中で、九州新幹線開業を契機に天草地域への観光客の誘導を進めようということで、事業が進められている。天草地域エリアの資源を見直すということで、ハード施設をつくらずに、ノンパビリオンのままの天草を滞在型の天草として提供できるということで進めている。全体的な負担金としては2,950万円である。そのうち上天草市の負担金が610万円、天草市が2,071万4,000円、苓北町が118万6,000円、熊本県が150万円となっている。また事業計画として、2カ年計画の23年度までの事業計画であるとの説明がありました。

次に、また委員から、土木費の河川管理費、負担金補助及び交付金の地すべり事業県工事負担金の内容の説明を求める質疑があり、担当課長から本年5月23日の集中豪雨によって姫戸町元釜における急傾斜地区ののり面が崩壊したので、県に修復工事をお願いしていたが、今回の県議会において予算措置を行うという連絡を受けて、その負担金として3分の1の負担金を計上したとの答弁がありました。

また、委員から、家裏がけ崩れ土砂撤去規定案についての金額の運用については、どのように進めていくのかの質問があり、担当課長から、目的としては豪雨及び台風による自然災害により家裏のがけ崩れに伴う土砂崩れの撤去等に当たり、必要な条件を定めるものであり、今回の50万円の計上については、あくまでも台風シーズンに備えての50万円という考えを持っている。したがって、必要経費等の算出関係については、家裏のがけ崩れが発生した場合、要請書に基づいて担当職員が現場に出向いて、土砂等の量を調査して費用を算出し、決定していくということになるとの答弁がありました。

本件につきましては、ほかにもいろいろな意見、質疑、答弁がありましたけれども、15日、21日の2日間にわたり審査を行い、以上のような質疑を経て、慎重審査の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第62号、平成22年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第1号についてですが、本件につきましては、天草四郎メモリアルホール基金から発生した利息のうち、予備費に繰り入れられた分の143万3,000円について、基金本体へ繰り戻す措置を行うものであるため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第63号、平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第1号についてですが、本件については、職員1名減と定期異動に伴う給料、共済費等の変更によるものであり、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第64号、平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第1号についてですが、本件につきましても、前年度繰越金の確定に伴い、歳入歳出それぞれ1,594万3,000円とするものであるため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第68号、公有水面埋立てに関する意見についてですが、本件につきましては、熊本県が施工する一般国道266号道路改良工事に伴う公有水面埋立事業に同意を求めるものであるため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、陳情第17号、湯島地区北側護岸保全（道路）整備事業に関する陳情書についてですが、本件につきましては、まず委員から、以前からこの場所には道路はあったのかとの質問があり、担当課長から、聞いたところによると自然護岸ということであるので、もともと道路があったとは聞いていないとの答弁がありました。

また、委員から、旧町時代から何回も陳情が上がってきて最終的に採択された場所であるが、4町合併があつて財政難になったりした中で、今回改めて陳情が上がってきて、湯島住民としては大いに期待を寄せておられると思う。また観光面からも、周回道路ができれば観光客の増加も見込めるだろうから、可能な限り努力していただいて、叶えていただければと思うとの意見がありました。

また、委員から、工事をするとすれば補助事業になるのか、単独事業になるのかの質疑があり、担当課長から、管理状況については漁港区域と海岸区域に区分されると思うが、現地踏査の際見ていただいたとおり、両方に指定されているということである。海岸法に基づき、津波高潮から海岸を保護する目的から、水産庁の補助事業として海岸保全施設事業、いわゆる高潮対策事業があるが、この事業の採択基準については、高潮の被害のおそれのある守るべき住宅なり農地が対象となるが、それが5ヘクタール以上の面積がないと対象にはならない。また、守るべき人口が1キロメートル当たり50人以上の住宅等がないと対象にならないなどと諸条件があるが、今の状況では対象にならないだろうというのが現状であるとの答弁がありました。また、単独で工事を行った場合には、工法的には自然護岸の根固めを行う海岸保全工事を行うということになると思うが、この工事だけで約1億円はかかるだろうと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、自然海岸というのは残さなければならないと思っている。道路は湯島小中学校の近くにあるわけだから、道路を新しくつくらなくてもよいと思う。また、漁業、観光の面からも自然の岩場が残っているほうがいいのではないかの意見がありました。

また、委員から、消波ブロックのみの浸食対策をした場合の経費はどれくらいになるのかとの質疑に、担当課長から、経験値から言うと約3億円程度はかかるだろうとの答弁がありました。

本件については、このような意見を踏まえて、この陳情につきましては、慎重審査の結果、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第67号、上天草市過疎地域自立促進計画を定めることについてですが、この議案については当委員会への付託案件ではありませんが、委員から1点意見がありましたので、御報告いたします。

委員から、全般的な意見として、今回実施された農業センサスの結果、かなりの農地、農業担い手の減少が出てきている。その対策等についても、この過疎地域自立促進計画に盛り込んでいただきたいとの提案がありました。

以上が、当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、経済建設常任委員会として閉会中の継続審査、調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 一つだけ、質問させていただきます。

販売促進アンテナショップ整備貸付金ですが、今委員長の報告では、委員会の中でほかの金融機関からの貸し付け云々の話し合いがあったということでも出ておりましたが、その経緯といたしますか、その辺はどんなふうな答弁があったのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） まず、パライゾの代表の方から、貸し付けの要請の文書の中には、急遽7月下旬ぐらいからその話がありました。その時点まではなかなか決定ができなかったけれども、JRも今回の新幹線開通に合わせてどうしても天草の産品をしたいんだと、さらに要請があったと。その後協議を重ねた中では、やはりこれは市としても、あるいはパライゾとしましても、上天草の産品を外にPRすること、あるいは将来的にブランド化を売り込むためには非常に重要な、必要な出品であるという認識をしておりましてけれども、何せ、10月末までには敷金を納めてほしいということが含まれておりましたということでありますので、役員会をいたしまして、市のほうに要請をしたという経過であると。非常に急いだといいますか、その付近も、当事者としては説明の中にあつたようでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 私の質問の内容に、今の答えがよく理解できなかったんですが、ほかの金融機関ではなぜだめだったのかということに関しては、向こうのほうはどんなふうにおっしゃっているのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 説明の中では、ほかの金融機関から借り入れをお願いしたという経過はないということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 販売促進アンテナショップ整備貸付金について、本会議でも質疑をいたしました。改めてお尋ねいたします。

今、委員長の報告によりますと、要綱等がまだ定めてないのに貸付金をするのはいかなものかということで、9月21日に改めてまた審議をしたと。その審議結果が詳しく説明があり、要綱の中身についても説明があったので、今回採択したという説明が先ほどございました。その要綱の中身はどのようなになっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

その中身について、貸し付け、お金を貸すわけでございますが、例えば保証人とかその辺は、例えばさんば一るの現理事の方が何名か保証人につくとか、そういうのも定めてあったのか。

というのが、これは旧上天草市観光協会、大矢野町の観光協会の場合、そういう貸し付けをした場合は理事の方たちの保証人をつけ、また理事会において、もしこれが払えない場合には理事全員の責任として払う旨のことを、理事さん方に承認をしていただいたいきさつもございますので、その辺の部分はどうなっているのかという点ですね。

また先ほど、委員の方から、今回前例をつくれれば、他の指定管理者のほうから同じように、何かの際に貸付金を求められた場合はどうするのかという点について、ちょっと聞き取りにくい部分があったので、他の指定管理者からあった場合も貸すのか、どうなのか、説明をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 一番初めの、詳細についての規定はどうなっているか、これは全般的には、答弁する時間とか内容にはなかなか難しいと思いますけれども。

まず、大きく分けますと、事業運営資金貸付要綱というのが、今ずっと記載されてあります。これが第8条までです。その中に、無利子であるとか、あるいは貸し付け期限とかいうのがございます。その中に、後で出てきましたけれども、ほかに貸し付けてくれというのは、今回の場合は、あくまでもパライゾ上天草株式会社を貸し付け対象者とするということになっている規定でありまして、初めは今質問の中にも出ましたように、どこでも貸せるというような、貸付金という項目だけでしたので、それではいろいろなところから貸し付けを求められたときにはということで、今回はあくまでも、その貸し付け要綱の中には、パライゾを対象とした貸し付け要綱であると、詳細については中に含まれています。

第2点の中には、その後事業運営資金借り入れ申請書を出していただくと。それによりまして、この規定に適合すれば貸し出しの通知書を出して、消費貸借契約書を組んでいただくということでございます。

その中に、最終的に支払いができなくなったときにどうするかという意見も出ましたけれども、これは、まず前段としましては担保をつけない、保証人をとらないというのは、先ほど説明しましたように、これはあくまでも第3セクターというのが、市を中心とした7割以上、そして各種団体であるというならば、市民全体が参加している組織であるという見解から、例えば天草市がエアラインに貸し付けている条項の中にも同じ形であるということも参考に説明をなされて、とっていないんだと、とる必要はないのではないかとということでありました。

それから、貸付金につきましては最後に、償還の延滞、遅延が発生した場合には、ペナルティーとして高額な利息を取りますよと。そのペナルティーはしてありますけれども、そういうような形でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） もう1点私が聞いている、他の指定管理者のほうからこういう貸付金があった場合にはどうするかという点で、前段ではちょっと聞き取りにくかったもので、他の指定管理者の場合にも同じようなどきには貸すのか。

今の説明によると、今回はパライゾ上天草市だけに対しての特別措置というふうに考えてよろしいんですか。他の指定管理者からあった場合には、一切貸し付けなどはしません。パライゾ上天草市のみ、第3セクターなので、特別措置としてこういう貸し付け制度を、要綱をつくってやりますというふうに解釈してよろしいんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 前段では、今質問がありましたけれども、今の御質問のとおりでございます。パライゾだけに限って、貸付金を特段やっていくということです。ほかに貸し付け該当は、この場合はないということです。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） それならば、例えばもし払えなかった場合には、これはもう市民の税で、焦げつきといいますか、そういうことになるというふうにとっていいんでしょうか。保証人も何も、無利子、貸し付け期間4年以内で、そういう保証人等もつけないということであれば、例えばもし払えないときは、もう税で賄うと、貸付金はそのまま焦げつきますよというふうにとってよろしいんでしょうか。第3セクターなので、市民一人一人の財産だということで、そういう解釈になるんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 今回もそういうことで、やはり返済計画をもう少し詳しく出してもらいが必要がありはしないかという意見がありましたので、今回は全額を3年間で支払いいたしますという文言だけではなくて、4月から月々12万3,000円ずつ月賦償還をしますという約束が団体から出ておりますので、それをずっと検知しながら、最終的に延滞した場合は遅延料を14.何%ですか、もらいますよということになっていきますので、毎月管理して、3年目では完済しますということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑ございませんか。

9番、島田君。

○9番（島田 光久君） 今の貸付金について、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

今回、貸付金要綱はパライズ上天草のためにだけつくるといふ、委員長の答弁がありました。先ほど宮下議員が、ほかの金融機関からの貸し付け申請はしなかったのかと、それもしないで、今回は第3セクターだから、70%保有する第3セクターだから別に、何とていふか、自分のお金を自分で使うみたいな形になっていくような感じが、私はするんですよ。だから仮に、今田中議員が質問したように返済計画が、返さなかった、その可能性も十分にあると私は思うんですよ。なぜなら、パライズ上天草株式会社の今年度決算を見ても、確かに最終的に黒字は出しています。でも、ほとんど税金も払わないし、場所代も払わないし――。

○議長（堀江 隆臣君） 島田議員。質疑ですから、質疑を行ってください。

○9番（島田 光久君） だから、将来的に返せないような経営状況であるから、その辺の審議もする必要があると私は思うんですよ。また、資本金がマイナスだから、せめてあと2年くらいは資本金を戻してからすべきではないかと。

今回は、パライズが単独で出店して事業計画をするわけでしょう。もちろん、場所代を払って、資本金を払ってするわけ――。

○議長（堀江 隆臣君） 委員長報告に対する質疑ですから、委員長に質問を行ってください。

○9番（島田 光久君） だから、その場合は恐らく返せないような状況もある程度想定すべき点があると思うんですよ。余りその辺は、審議が浅いのではないかと私は感じるんですよ。例えば家賃を払うでしょう。そして、返済金も払えるかというような議論は、どのようにしましたか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） 払うことができるかという意見はありませんでした。ただ、毎月計画どおり返済をやっていただくと、それについては約束どおりにしてもらわないといけないと。あわせて、意見の中では、やはりパライズも非常に大変な経営をするわけですので、実質的には施設が要ったり、人件費が要ったり、そして売上金によって賄うということは大変でしょうけれども、もう一つはやはり、この機会に上天草の産物をより一層、外に向かってPRすることも非常にいいことではないかと。これだけの規定が出れば、払わないということにならないようにすることもやはり大事だけれども、これは成功するような形でやってもらいたいという意見がありました。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） 例えばこの貸し付け要綱、まだ中身をしっかりと見ていないから、ちょっとわからないところもあるんですけども、やはり要綱の中に保証人、パライズの理事さんたちいらっしゃいますから、せめて個人保証をつけて、やはり責任を持って、覚悟してやってもらうような事業ではないかと思っておりますので、私はこの要綱の中に理事さんの――。

○議長（堀江 隆臣君） 島田議員。島田議員の考えはよくわかりますが、ここは委員長報告です。委員会の結果を受け入れるか、受け入れないかは、その後の討論で行ってください。いいですか。

○9番（島田 光久君） はい、わかりました。もう1点だけです。

今回は、この要綱はパライズ上天草株式会社だけに対する貸し付けの要綱ということで、先ほどの委員長報告によると、ほかの企業がした場合にはどうかという議論の中で、財産状況を見てから、さらに検討するということがありました。そういう解釈でよろしいんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） そういう意見もありましたけれども、委員会としては、それでは非常に抽象的であって、今おっしゃるようないろいろな貸し付けをされた場合には問題がありはしないかと、同じ意見でした。

ですから、今回については緊急事態といいますか、そして目的を持った442万7,000円に対する貸し付けの規定を明確にしてすべきということで、今度そういう条例といいますか、契約をするということになりましたので、一般のところの貸し付けはこれに含まれておりません。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

7番、高橋君。

○7番（高橋 健君） 今の継続ではないですけれども、今のことについて質疑を行います。

委員会の中で、敷金という形で書いてあるんですけれども、この敷金は全額返ってくるんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） その点については、これは敷金ですので返ってくると思います。

○7番（高橋 健君） 間違いはないですか。

これは執行部のほうで答えられるのであれば、執行部で答えてもらってもいいんですけれども、間違いはないんですね、わかりました。

では、委員長が間違いはないと言っておられるので、間違いはないというような形でとらえて、この要綱は3年間で返済するというような形になっていますけれども、この要綱自体でなくても、間違いなく返ってくるのであれば、それを市に返却してもらえれば何も問題ないのかなという気もするんですけれども、そういう議論はされましたでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（窪田 進市君） そういった議論はありませんでした。ただ、3年間とは言うんですけれども、一応4年以内ということで条例にはあります。後でまた条例を見えます。といいますのは、またがった年度になる場合がちょっと。きちんと3年ではいかないだろうと、またがる場合がありますので4年以内と。ただ、3年の回数に分けて13万8,000円にするということで、実質的には3年で払うということです。

○7番（高橋 健君） その全額の受け取りは市にすればいいのではないかという意見は出なかったということですのでいいですね。

はい、わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑がなければ、議案第56号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第3号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決を行います。

まず、議案第50号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第51号を採決いたします。

本件に対する経済建設常任委員長の報告はお手元に配付してあるとおり、修正案可決でございます。

それでは、これより委員会提出の修正案に対する討論に入りますが、討論の順序を申し上げます。

まず、市長提出の原案に賛成者の討論を行い、次に原案及び修正案いずれにも反対する方の討論を行います。次に市長提出の原案に賛成者の討論を行い、最後に修正案に賛成者の討論を行います。

それでは、討論に入ります。

まず、市長提出の原案に賛成者の討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 次に、原案及び修正案いずれにも反対の討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 原案及び修正案いずれにも反対の討論はございませんので、次の討論に入ります。

次に、修正案に賛成者の討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに討論がございませんので、以上をもって議案第51号に対する

討論は終了いたしました。

それでは、議案第51号、上天草市葛崎農村公園施設条例の制定についての、経済建設常任委員会提出の修正案について、これより起立によって採決を行います。

経済建設常任委員会の修正案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、経済建設常任委員会の修正案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第62号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第63号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第64号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第68号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

陳情第17号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査でございます。委員長報告のとおり継続審査とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって本件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第3 文教厚生常任委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第3、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第53号、上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について外10件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） おはようございます。文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました条例関係3議案、予算関係7議案、継続審査になっていました陳情1件につきまして、去る9月14日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

なお、今回は、大矢野自然休養村管理センターの条例改正について付託を受けましたので、現地踏査を行い、教育委員会より建物等の説明を詳しく受け、審査に入りました。

議案審査についてでございますが、初めに議案第53号、上天草市保育所条例の一部を改正する条例については阿村保育園を廃止する条例となりますが、多くの質疑、また詳細なる答弁があり、保育園廃止については保護者の賛同を得ているということで、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第54号、上天草市学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この議案については龍ヶ岳地区の小中学校の統合に関する条例改正であります。まず、委員から、統合の考え方としては龍ヶ岳中学校に大道中学校が統合されるというような形になるのかとの確認の質疑があり、執行部からは、学校名はたまたま龍ヶ岳中学校となったが、校歌も校章もつくりかえて、新しい龍ヶ岳中ができると考えていただきたい。小学校も同じで、保護者、地域にもそのように説明しているとのことでした。

また、計画より前倒しで統合になることや、今後の児童生徒の送迎について質疑があり、統合に関しては保護者に十分説明を行い、理解を得ていることや、送迎については、統合準備委員会の中で保護者の皆さんと協議し、部活動をする生徒に十分配慮してスクールバスの運行計画をつく

りたいとのことでした。

そのほか、校舎建設に関する質疑が多くあり、その中で、新たな校舎の防音対策については、トンネル工事では防音壁をつくって工事が行われているが、開通後は撤去されることになる。新しい校舎に防音対策を施すなどは他の学校でも例がなく、特に対策は考えていないが、トンネル開通後に問題が生じた際は、国、県等に防音壁の設置など強く働きかけをしたいとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、この条例改正については、保護者を初め地域の方の理解を得ているということで、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第55号、上天草市大矢野自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例の制定については、主に施設管理を指定管理者に移行するための条例改正となりますが、委員から、指定管理者にお願いする前の施設の改修についてや、現在の管理運営費と来年度の指定管理料、リスク分担などについて多くの質疑がありました。執行部からは、改修については、利用者にとって不便なところや事務室内のエアコンの買い換えなどを12月議会に予算を計上して整備し、また、現在の管理費用としては、人件費を除き600万円程度かかっている、指定管理者については、3年契約で年間約1,000万円程度を考えており、リスク分担は50万円を検討しているとの説明がありました。

このような慎重審査を経まして、委員会では全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第56号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第3号の所管部門についてですが、委員からは、特に教育部門についての質疑が多くありました。

まず、龍ヶ岳の小中学校の統合に関する経費については本会議でも質疑がありましたが、校歌や校章、標準服などの予算について、改めて執行部に内容説明を求めました。特に、標準服は備品購入の取り扱いになるが、他の学校ではどうなっているのかとの質疑があり、備品の考え方は統合小学校への限定した対応で、卒業やサイズが合わなくなったら返してもらうようにし、他の学校では自己負担で購入されているので、在校生以外の新1年生や転入生は原則購入していただくとの説明がありました。

また、校舎にかかる予算については、中学校のプレハブ建設工事費1,600万円が計上されているが、その実施設計委託料120万円は工事費に対して高いように感じるがどうなのか。また、大道中学校倉庫解体設計監理委託料25万円については、職員でできないものなのかななどの質疑があり、執行部からは、プレハブ建設については、リース料を含めて約2,000万円の経費がかかるが、仮校舎の大道中学校は教室が不足、龍ヶ岳中学校の校舎については耐震補強工事を行う予定であるためプレハブは必要で、設計委託料については適正な価格であるとの説明がありました。解体委託料については、建設課職員も業務を多く抱えている中で、なかなか職員で対応するのは難しいとのことでありました。

また、大矢野中学校体育館用地造成工事の追加予算2,000万円についても多くの質疑がありまし

た。執行部の説明では、当初は約1,400平米の体育館で計画していたが基本設計で1,700平米に変更になり、そのため掘削を深くして敷地を広げる必要があり、土量も当初より3倍程度ふえたために、その経費として2,000万円の追加となったとの説明がありました。

しかし、委員からは、変更があったとしてもかなり前から計画はできていて、3月に現地踏査した際も、今の計画で説明を受けている。これまで何の説明もなく、造成工事費がいきなり倍に膨らむのは疑問が残り、今現在半分の予算でどのような工事を行っているのかとの意見が多くありました。執行部からは、現在発注している工事を第1期分として、体育館建設に必要な造成工事を行い、整備が済めば実際の建物建設に入るが、追加予算分の2,000万円については、第2期工事として建物以外の外溝部分を整備し、工事を完了させるためのものであるとの説明がありました。

また、設計発注までの流れから日程的に当初予算に計上できず、補正予算で追加となった経緯も詳しく説明があり、委員会として理解もしましたが、教育委員会から、事務的に不備な点もあり、今後十分注意したいとの言葉がありました。

このほか、教育委員会関連予算としては図書費について質疑がありました。委員からは、図書の充実を図ることは賛成だが、図書カードの購入をなぜ補正予算に計上するのか。昨年度も実施したが、実際学校からの意見はどうであったのか、成果はあったのかとの質疑があり、執行部からは、学校サイドとしては常に学校図書を欲しがっている状況で、図書カードにするのは、子どもたちに自分で図書を選んでもらって読書する動機づけの一つにしてもらうため、昨年度その効果はあったとの説明がありました。

委員からは、子どもたちが学級ごとに本を選んで購入すると同じ本が何冊にもなり、効率性からすると疑問が残る。やり方などを検討してほしいとの意見がありました。

また、図書に関しては、学校図書の充実を図ることも大事だが、図書館システムのネットワークを組んで、中央図書館と龍ヶ岳や姫戸の図書館と結ぶなどし、市立図書館の充実を図ることも大事であるとの意見がありました。

次に、健康福祉部関連の予算につきましては、事業の内容について説明を求める質疑が多くありましたが、慎重審査を経まして、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第57号、平成22年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第1号についてであります。委員から、後期高齢者支援金の1億599万8,000円の減額について質疑があり、執行部から、前々年度の後期高齢者医療支援金が確定したことによる精算であるとの説明がありました。そのほか、介護給付費・地域支援事業支援納付金や、財政調整基金、一般保険者第三者交付金などについて質疑があり、詳しく内容の説明を受けました。

このような慎重審査を経まして、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第58号、平成22年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算第1号については、

委員より、老人医療費制度の精算はいつまでなのかとの質疑があり、後期高齢者医療制度が始まり、老人医療費の取り扱いは今年度末終了し、その後償還などが発生したら一般会計予算で取り扱うことになるとの説明がありました。

このような質疑を経まして、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に議案第59号、平成22年度上天草市診療所特別会計補正予算第1号については、委員より、歯科診療委託料が補正で計上されているが、なぜかとの質疑があり、執行部から、当初予算に前年度実績で計上していたが、今年度診療費がふえ、診療に当たった医療機関に支払う委託料がふえたため、増額補正をしたとの説明がありました。

このような慎重審議を経まして、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第60号、平成22年度上天草市介護保険特別会計補正予算第1号についてであります。委員から、介護予防住宅改修費の執行内容や高額居宅支援サービス費について質疑があり、それぞれ内容について、詳しく説明を受けました。

このような質疑を経まして、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第65号、平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてでございますが、この議案については本会議で十分な説明がありましたので、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第66号、平成22年度上天草市水道事業会計補正予算第1号についてでございますが、委託料の1,147万円や工事費4,000万円の増額理由について質疑があり、委託料は倉江の浄水場及び配水池への施行管理の委託料を当初に計上していなかったため補正をし、工事費については、配水池の工事で構造を変更した場合不足が生じるので、今回補正したとの説明がありました。委員からは、補正でたびたび対応するのではなく、当初予算の段階で十分検討し、予算計上をしてほしいとの意見がありました。

このほか、水道料金の滞納状況についても質疑がありましたが、この点については決算委員会で再度詳しい説明を求めることとしました。

このような慎重審議を経まして、委員会では、全員異議なく、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、陳情第14号、維和小中学校統合計画の見直し及び一貫教育化に関する陳情書についてであります。この案件は6月から継続審査になっている事項ですが、前回、文教厚生常任委員会としても小中一貫教育について研究する必要があるとの意見がありましたので、閉会中の8月24日に、文教厚生常任委員と学務課職員で、富合小学校と産山小中学校に調査研修に行きました。

まず、議案審査の前に、学務課長より、研修のまとめと総括的意見が報告されました。その

中で、なぜ両地域は小中一貫教育を取り入れたかについては、第一に中1ギャップと呼ばれる小学校から中学校に上がったときの子どもたちの戸惑いを解消することが大きな目的であること。また、両地域とも一つの町あるいは村に一つの小学校、一つの中学校しかなく、導入しやすい環境であったことなどを挙げられました。

実態調査を終えての見解は、上天草市には小学校14校、中学校9校があり、この中から、ある地域の小中学校だけを一貫教育とし、他の学校は従来のやり方という混在した教育方針があることはどうなのかという点。また、国、県が方針を示していない中で、上天草市教育委員会としてどういう効果を求めるか、どういう形を目指すか、どこの地域から始めるかなどを考えると、現段階ではまだ小中一貫教育を取り入れる時期ではなく、まずは保育園、小学校、中学校の連携を強めることで、小中一貫教育に代わる連携の強化を図っていききたいとの報告がありました。

次に教育部長、教育長、教育委員長からも同じ見解がそれぞれ述べられました。

教育長からは、学校現場の状況として、学習指導要領の改正で教育課程が大幅に変更される中に、新たな教育方針を取り入れることは現状として厳しいものがあり、維和地区の皆さんが小中一貫教育に目を向けられたことはすばらしいことだが、教育委員会の体制からして時期尚早ではないかととらえているとの言葉がありました。

また、教育委員長からも、本会議で小中一貫教育についての考えをお答えしましたが、説明不足の点があったかもしれないが、教育長と同じく、一貫校となると大変厳しい現場の状況をクリアにしなければならず、現在教育委員会として、どこどここの学校を一貫教育にするとかの計画は一切ない。ただ、今後の問題として、十分勉強していかなくてはならないことだと考えているとの説明があり、教育委員会としての明快な方針が示されました。

委員からは、研修の感想として、小中一貫教育という取り組みをされている中で特に先進的な取り組みがあるのかと思ったが、研修先の校長先生の意見として、要は小学校と中学校の連携をしていくことだと言われ、かた苦しく考えるのではなく、小さいことからやっていけば、それはそれでいいとおっしゃられた。上天草市の実態として、小中一貫教育をある地域だけ取り入れるというのは難しいが、市が保・小・中の連携強化を考えているのであれば、そこは十分考えて、取り組めるところは取り組んでほしいとの意見がありました。

また、維和地区からの陳情は統合の見直しも求めているが、教育委員会は以前より答申に基づいた再編計画に沿って進めるとしていたが、上北小学校については計画予定を引き延ばすこととした点にも、委員より質疑が多くありました。教育委員会としては、これまで数回にわたり上北地域に説明したが、どうしても理解が得られず引き延ばしになるが、話し合いは続けていて、何とか統合は避けては通れないと理解していただいた。現在は1年延ばして、平成24年度の統合でお願いをしているとの説明がありました。

委員からは、答申を尊重し、統合を計画に沿って進めることが基本との意見が相次ぎましたが、これから進める統合については、上北小学校の例もあり、統合年度について多少の変更が生じる

可能性があっても保護者や地域と十分話し合い、説明会で住民の意見を吸い上げながら、統廃合に向けて進めたほうがよいとの意見がありました。

このような審査を経て、維和地区の要望であります統合の見直しと小中一貫教育の2点の要望については、統合そのものの見直しについては、現段階で見直しということはできないが、統合まで期間があり、教育委員会は説明会等で地域の意見を十分聞くこと。また、小中一貫教育については、教育委員会からの意見を踏まえて時期尚早ということで意見は一致し、この陳情については、全員一致で不採択ということに決定しました。

最後に、議案第67号、上天草市過疎地域自立促進計画を定めることについての所管部門については、意見として、計画等を定めるときには他の計画との整合性を保ち、連携した取り組みができるようにしてほしいとの要望がありました。その他の具体的な内容については、各自担当課に確認することとしました。

以上が文教厚生常任委員会で審議した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） では、一つ質問させていただきます。

一般会計のほうで図書カードについてですけれども、去年に続きことし2回目ということで今回上がっております。それで、私は一般質問でも取り上げましたが、昨年の実施で効果があったという答弁があったということですのでけれども、手法の問題として、図書カードを配るということで現場の先生方、また司書さんなどの声といいますか、そういうのを聞かれているかどうかという答弁はあったんでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 宮下議員が本会議で質疑をされましたので、その点につきましても多くの意見が出ました。今質問された、現場の声というのをしっかり聞かれたかという点について――。少々お待ちください、詳細なものを持っていますので。

まず、校長先生等が、この図書カードで図書を購入することに大変喜んでおられるということ、また現場の教員については、今の段階でこの図書カードにて図書を購入する際に、事務的には非常に大変だろうというような答弁がございました。

また図書施設の、図書館のほうとも、その点についても今後もっと連携を持って、教育委員会のほうとも話し合いをして、宮下議員が質疑をされたような方向にもなるように、我々のほうからも要望をいたしました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

13番、北垣君。

○13番（北垣 潮君） 私も、文教厚生常任委員会を傍聴に行きました。その中で、私が傍聴に行っていないとき議論になったかもしれませんが、ちょっとお聞きします。

龍ヶ岳中学校の統廃合問題に絡んだことですが、大道中学校の通学安全のために防犯灯を20基設置されるということで、私が傍聴に来ていないときにこういう議論があったかということをお聞きしたいと思います。文教厚生委員会は勉強会とか視察とかよくされておりますので、こういう勉強もされているかと思えますけれども、一応――。

龍ヶ岳町はミュージアム天文台がありますけれども、ミュージアム天文台は以前、日本一星空のきれいな町ということ――。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣議員、防犯灯についての質疑ですので、答弁を求めてください。

○13番（北垣 潮君） 防犯灯について光害を、光の害、天文台に光の害が来ないように、そういう防犯灯を考えられたかということをお聞きします。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） ただいまの北垣議員の質問にお答えしたいと思います。

私の記憶では、今回の委員会の中では、防犯灯については質疑がなかったのではないかと思います。場所の確認等のございました。今、北垣議員が質問された、ミュージアム天文台の星がきれいに見えるように、光の害ですか、その点についての配慮はなされているのかとかの質問はございませんでした。その点については、今北垣議員の質問を受けて、今後、教育委員会のほうに改めてお尋ねしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 13番、北垣君。

○13番（北垣 潮君） またほかのことなんですけれども、新しい龍ヶ岳中学校ができますが、私も傍聴に行っていました、なかったものですか。

龍ヶ岳中学校は以前、昭和42年4月1日に龍ヶ岳中学校が設立されて大道中学校が廃校になり、大道教室になって、昭和45年1月10日に町議会において龍ヶ岳中学校の一部、大道教室が分離独立に関する審議を行い、昭和45年4月1日より、また大道中学校が設置されたような歴史というか、そういうものがあるわけですね。この中で、校章も校歌も、以前新しい中学校でつくられたと思うんですけれども、その付近の説明とかは、教育委員会のほうから聞かれていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） お答えいたします。

今の歴史的なことと、校章とか校歌は、教育委員会から説明を聞かれましたかということですが、この点について先ほどの委員長報告で、今後校章、校歌については統合準備委員会の中で検討するというようなことだったので、今北垣議員が言われる、以前使っていたのを使ったらどうかというようなこと――。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣君。

○13番（北垣 潮君） そうではなくて、今の龍ヶ岳中学校の校章というのは昔の大道中学

校の校章に似ているんですよね。そういうことで、新しい中学校ができるということできり直すという説明でありましたので、そういうことも参考に入れられたらいいのではないかなと思いましたので、質問しました。

もう一つ、いいですか。

私もこの統合中学校問題については、一般質問で3度ほどしたんですが、一般質問のときの部長の答弁と、この間の文教厚生常任委員会の中での課長の答弁とがちょっと。寺本課長は、学校の校舎を鉄筋コンクリートでつくりたいという答弁がありましたけれども、部長は、地元の意見を反映して、地元の木材を利用したり、地元の建築材料を利用するというのも可能だという答弁もありました。先日、9月21日の熊日に――。これも言っているいいですか。

○議長（堀江 隆臣君） 学校の工法については今回議案に上がっていませんので、工法については今後また議論する余地はあると思いますので。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 北垣議員が言われたいのは、本会議での部長の答弁と、我々の文教厚生常任委員会での課長の答弁が食い違う点があるので、その点についてはどうかという点をお尋ねされているんでしょう。

申しわけございません。その辺については、私は気づきませんでした。しかしながら、今北垣議員が質問された中は、今ここに教育部長初め教育長もおられるので、どちらの方向とするのか、また、部長が答弁された、北垣議員が要望されている地元の木材等を使った、そういう建物にしてはどうかという点も、今後そのような中で、設計の中で議論されるものだと思いますので、この場をかりて、よろしく願いしておきます。

よろしいですかね。

○議長（堀江 隆臣君） 北垣君、3回終わりました。

5番、宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 維和小中学校の陳情のほうですね。私も賛成、反対を決めないといけませんので確認なんですけど、これは統合計画の見直しと一貫教育で、二つの陳情ということで出ておりますが、先ほどの委員長の報告の中で、一貫教育に関しては難しいということわかりました。統合計画の見直しという点では、今後保護者や地域住民の方たちの意見を十分尊重し、考えていくということだったんでしょうか。確認をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） その中での答弁は、教育委員会の見解というのは上天草市に中学校は一つ、小学校が三つ、これは変わらないと。ただ――。失礼しました、大矢野に対してです。それは変わらないという答弁でございました。

それと、今後教育委員会と維和地区の方たちと、膝を突き合わせたいろいろな話し合いをしてくださいというのは、まだ小学校の場所等が決定しておりません。その点についても、今後もう少し、教育委員会と地域の住民の方たちと話し合って、住民の方たちが納得するような方向性を

示してくださいということを、我々も要望しました。

ですから、統合については答申に沿ってやりますが、上北が延期になった例もございますので、何年度までに統合しなければならないというのがどうしても不可能なら、例えば引き延ばしとかその点も考えられるではないかというような答えになりました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

10番、川口君。

○10番（川口 望君） 先ほど宮下議員からも質問がありましたけれども、図書カードの購入費です。この件に関しては補正で500万円上がっておりますけれども、委員会の中の審議で、もし仮に補正で上げるとなれば、劣化した本とか廃棄処分しないといけない本で、必ず学校に必要な本あたりも出てくると、あると思うんですよ。この補正で上げる場合、緊急性を考えた場合はそれあたりに充当するのか、しないのか。そういった審議があったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） もう1回、いいですか。

○議長（堀江 隆臣君） 10番、川口君。

○10番（川口 望君） 補正で500万円上がっていますよね。だから、緊急的に本を買おうとする場合であれば、各小学校、中学校で劣化した本とか廃棄しないといけない本もあると思うんですよ。その分に充当するのが先だと思うんですけども、そのあたりの審議はありましたでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 万里君） 学校としては図書自体が足りないということが、学校から教育委員会のほうに要望が上がっているとの答弁はございましたが、その辺の審議はございませんでした。ですから、今の段階では多分廃棄する本というのが、古い本とかそういうのではないという解釈ではないでしょうか。

今、川口議員が質問された内容については、出ませんでした。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑がなければ、議案第56号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第3号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

お諮りいたします。ただいま12時を過ぎましたけれども、審議が終了するまで会議を続けたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、時間を延長して審議を続けます。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決を行います。

まず、議案第53号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第54号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第55号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第57号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第58号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第59号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第60号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第65号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第66号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第14号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択でございます。委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第4 議案第56号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第3号）

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第4、議案第56号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第3号を議題といたします。

本件に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、これを許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 議案第56号、一般会計補正予算についての反対討論をいたします。
2件についてです。

一つは、35款農林水産業費の中の21節貸付金442万7,000円です。これは、第3セクターであるパライゾ上天草株式会社が、新幹線高架下商業施設に出店するための資金不足に対する無利子の貸付金となっています。パライゾ上天草株式会社は市が出資しているとはいえ、営利を目的としています。まずは一般金融機関からの借り入れをすべきではないのでしょうか。上天草市は、皆さんも御存じのように、今も厳しい財政状況に変わりはありません。一般財源から約450万円の支出は大変厳しいものと言わざるを得ません。パライゾ上天草株式会社にはまず一般金融機関から借り入れていただき、その利子分を補給するということも考えられるのではないのでしょうか。パライゾ上天草株式会社に対しては、これまでもさまざまな支出がされています。市民の皆さんの批判の声も聞こえてきます。もう少し慎重に検討すべきです。

次に、55款教育費の中の8節報償費504万円についてです。これは、小中学校の児童生徒2,520人に対する図書カード2,000円分の購入費となっています。学校図書がふえることにまるっきり反対するものではありませんが、先日一般質問において、市長の思いをお聞きしました。子どもたちの活字離れを危惧されていること、年に1冊ぐらいは自分の手で選んでほしいとも言われ、今後も続けていくと答弁されました。しかし、子どもたちに本を読んでもらうためには、まずは子どもたちにアドバイスできる専門職員の配置をすることだと考えます。どんなに本をふやしても宝の持ち腐れとなりかねません。この図書カード配付は昨年につき2度目で、しかも今回は補正予算での執行となります。緊急を要するものとは思えません。投資対効果という言葉があります。まずは何が大事なのか、現場の声を聞いてください。

以上2件について慎重に検討されるよう、あえて反対し、討論といたします。

○議長（堀江 隆臣君） 賛成の討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終了いたします。

それでは、議案第56号を採決いたします。

本件に対する所管の各委員長報告は原案可決でございます。各委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第5、発議第4号、渡辺勝也議員に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。

除斥の規定により、渡辺勝也議員にはしばらくの間退場を求めます。

[18番 渡辺勝也議員退場]

○議長（堀江 隆臣君） 本件に関し、提案理由の説明を求めます。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 発議第4号、渡辺勝也議員に対する辞職勧告決議。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成22年9月22日。提出者、上天草市議会議員宮下昌子。賛成者、上天草市議会議員須崎光枝。同じく西本輝幸。同じく島田光久。同じく川口望。同じく北垣潮。同じく園田一博。上天草市議会議長堀江隆臣様。

提案理由。渡辺勝也議員は、去る7月10日の午後11時頃上天草市内の飲食店において居合わせた女性に対し、議会議員として極めて不適切な行動があったため、辞職勧告を決議するもの。これが、本案を提出する理由である。

渡辺勝也議員に対する辞職勧告決議、これは案です。

渡辺勝也議員は去る7月10日、市内の一般女性に対してセクハラ行為を行ったとして、『熊本県迷惑防止条例』違反で書類送検された。このことは、本人も認めており、このセクハラ行為は『上天草市政治倫理条例』にも反する大変許しがたい行為である。また、市民からも批判の声が相次いでいる。

もはや一人の議員だけの問題ではなく、市民に開かれた議会をめざし『議会基本条例』の制定へ向けて動き出した上天草市議会の名誉を汚し、市民の信頼を大きく失墜させるものと言わざるを得ない。

また、新聞紙上に掲載後開催された全員協議会の中で、本人は「そういうことはしていない。」とはっきり発言されたが、結局我々同僚議員に対して虚偽の発言をしたということになり、このことに対しても大きな怒りに堪えない。

渡辺勝也議員は、セクハラ行為があったという事実があるにもかかわらず、現在に至るまで自ら辞職する意思を示していない。

今、市民が我々議会の対応を注視している中で、市議会が市民の信頼にこたえる議会であり続けるためにも、自浄作用を発揮して、信頼回復を図らなければならない。

よって、本市議会は渡辺勝也議員に対し、議員を辞職するよう勧告するものである。

以上、決議する。

平成22年9月22日、上天草市議会。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより意見に入ります。意見はございませんか。

7番、高橋君。

○7番（高橋 健君） お伺いします。

○議長（堀江 隆臣君） 意見というのは討論ではございません。意見の時間があつた後に、その後討論の時間もございますので、お願いいたします。

○7番（高橋 健君） わかりました。これは、本人には聞けないんですね。

○議長（堀江 隆臣君） はい。本人は除斥しておりますので、できません。

○7番（高橋 健君） はい、わかりました。

一般質問等でこういうことに触れられていたので、1人の政治家に勧告するに当たって、私なりにいろいろ勉強させていただきました。

2点ほど確認したいんですけれども、今新聞等で見ると限りでは、書類送検をされておられる。判断するに当たって、その結果というのはどうなっているのか、わかるのであればちょっとお伺いしたいんですけれども。

これは、だれがお答えになりますか。

○議長（堀江 隆臣君） 検察の判断というのは、御本人しかわからないと思います。

○7番（高橋 健君） その書類送検の結果というのは――。

○議長（堀江 隆臣君） 書類送検後は検察の判断になりますけれども、その検察の判断というのは御本人しかわからないと思います。

○7番（高橋 健君） 本人しかわからない。では、出ているかいけないかというのも、まだわからない状態ですか。

○議長（堀江 隆臣君） 出ているかいけないかも、私もわかりません。

○7番（高橋 健君） なるほど、わかりました。

では、書類送検の結果は出ていないと。これは本人に聞けないということなので、なかなか難しいんですけれども、新聞の記事なんかでは、不本意だけれども、本人は認めていらっしゃる。セクシュアルハラスメントに対しての解釈というのは、この前男女共同参画のところで勉強させていただきました。女性の方が不快に思った時点で、これはもうセクシュアルハラスメントだというふうな形で、この前勉強会があつたので認識しております。

ですから、本当は私、渡辺議員に個人的に聞きたいんですけれども、故意的にセクシュアルハラスメントをされたというのか、果たしてそのところがはっきり聞きたいなと私は思いますし、全員協議会の中でも、そういったことはやっていないと。でも、実際に関しては容疑を認めていらっしゃるということなので、ここに関してははっきり聞きたいなというところが私の思いです。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに、御意見はございませんか。

13番、北垣君。

○13番（北垣 潮君） 私も以前から議員控室で、合併当初から、ちょっと女性を蔑視したような、そういう言葉がいっぱい出ておりました。私たちも、そのときとめればこういうふうにならなかつたのかなと思ひ、私たちにも幾らかの責任はあるかなとも思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 16番、津留君。

○16番（津留 和子君） この辞職勧告というのは、これは法律的にはどうなっているんでしょうか。ちょっと、私も調べて――。

○議長（堀江 隆臣君） 事務局長に答弁をさせます。

○議会事務局長（森内 孝生君） お答えをいたします。

今、会議規則で提出をされました。これは決議ということでございますので、あとは当事者の判断によるものと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 16番、津留君。

○16番（津留 和子君） では、自治法とかは全然もう、これには、この決議をすれば関係ないということでしょうか。

○議会事務局長（森内 孝生君） はい、それは問題ないと思います。

○16番（津留 和子君） はい、わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） 7番、高橋君。

○7番（高橋 健君） 確認なんですけれども、適正な判断をするために、暫時休憩をして本人にそここのところを確認するということはできないですか。

○議長（堀江 隆臣君） これまで全員協議会でも御本人は皆さんに説明されたし、議員の中にも、質問すれば幾らでも時間はあったと思います。同僚議員でございますので、いつも顔を合わせます。これを本会議で、休憩をとってまでその時間を設けることはできないと思います。もう、その時間はこれまでも十分あったと思います。私はそう判断します。

○7番（高橋 健君） わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 2点ほど、お尋ねします。

1点は宮下議員に対してです。1点は議長に対してお尋ねしたいんですが、議長に対しての質問もよろしいんでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 内容をお聞きしたいと思います。

○11番（田中 万里君） まず1点が、現在上天草市では男女共同参画を推進しております。そのような中で、先日も女性議員4人の申し出により、男女共同参画の勉強会を行いました。先ほど、高橋議員が言われたように、セクシュアルハラスメントについてもその中で出ました。また一般質問等で、宮下議員が4人の女性議員という言葉が大変多く使っておられます。（「1回です」と呼ぶ者あり）。1回ですね。ただ、ほかの議員さんからも、上天草市は女性の議員が多い。あるいはこの勉強会の中でも、4人の女性の議員という言葉が頻繁に使われております。講師の方もそのようなことを申し上げられました。県内、全国的に見ても、これだけの議員さんがおられれば、女性の共同参画、これを推進する上で非常にいいのではないかと。いう中で、今回提出された議員の中に、女性議員というのが須崎議員と宮下議員、2人のみに

なっております。ほかは男性議員で、女性4人の議員という言葉が勉強会等でも非常に多く出ている中で2人になった理由、この辺について。

それと、議長にお尋ねしたいのが、この決議の中に、全員協議会において本人は否定をしたというような点が書かれております。また、午前中に行なわれた議運の中で私は申し上げましたが、新聞紙上にはもう認めたような書き方をされております。全員協議会で我々に言われた言葉と、警察との取り調べでの言葉というのが大変違います。その辺を、先ほどから高橋議員も言われるように、御本人から説明というのをやってもらわなければ、いろいろ判断材料が、今の中ではどういうふうになっているのか非常に難しいです。その辺の、御本人とのそういうやりとりですね。弁明と言えはおかしいですけども、その辺の説明等は全員協議会の中で御本人に言われたというようなことを言いましたが、その辺のいきさつについて、この場で説明を求めたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） そちらからお先に。

○5番（宮下 昌子君） 先ほど田中議員から言われました女性議員のことでですけども、私も一般質問で取り上げましたが、このセクハラ行為ということに対しては、女性議員4人も本当に怒っております。それは同じ思いです。

ただ、男女共同参画を推進していくということは、女性議員だから推進していくということではなくて、男性であれ女性であれ、この男女共同参画は推進していくのが当たり前だと思います。それで、提出するに当たって特別女性でなければならないということはないと思います。

皆さんにお声をおかけしましたが、提出者が私で、賛成者に女性としては須崎さんに入っていました。須崎さんはオーケーしていただきましたので、賛成者ということになりました。一応、皆さんにはお声をかけておまして、以下の方たちになったということでございます。男性、女性というのは関係なく提出者、賛成者ということになっております。

それと、私がこの動議を出したのは、書類送検された後の刑が確定した、しないにかかわらず、このセクハラ行為があったという事実が、私にとっては怒りの対象となっておりますので、刑が確定とかそういうのには関係なく、また本人が警察では認められておられるわけですから、その行為に対して、私は議員にあるまじき行為だと思いましたので、辞職勧告決議ということにさせていただきます。

○議長（堀江 隆臣君） それと、田中万里議員からありました、この判断をする前に御本人のお話を聞きたいという、今の内容です。高橋議員からも同じ内容がございました。

これまで、全員協議会で2回、御本人も皆さんに説明をされました。9月2日よりこれまで、本会議がずっとありまして、そのたびに御本人とも顔を合わせております。その中でそういった話を全くせずに、この土壇場になって御本人の意見を聞かないと判断できないというのは、私は言いわけにしかならないと思います。

ただ、これも議会ですので、この議場の21人、私を含めて21人ですが、どうしても御本人の話を聞きたいということであれば、やはり休憩をとらざるを得ないのかという気持ちも正直ございます。

ただ、御本人は、本会議では弁明はしないとおっしゃっておられますので、休憩をとって控室でということにしかならないと思いますが。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 私が申し上げたいのは、例えば議会として、議長として、今回のこういう発議が出たこと、その以前より御本人と話して、弁明の機会と言えば言葉が適切かどうかわかりませんが、例えば全員協議会で2回やりました。そして、今回こういうのが出た際に、本来ならば、我々に言った言葉と、新聞に載った言葉が違うのであればここで、その部分については明確にするべきではなかったのか。先ほど宮下議員のこの中にも、言葉の違いというのを指摘されています。我々への説明と、新聞に載った、認めたと。議会としてもそういうのを、議会としてやってきたのかというのを、私は確認したかったわけでございます。

全員協議会の中で議長より、そういうのをしたらどうかというようなこともやったという説明を、私と議運のメンバーは受けましたが、ほかの方たちは受けていないので、多分先ほどの高橋議員の発言、質問につながったのではないかと思います。だから、その辺の説明を議長よりやっていただきかったというのが、私の質問の趣旨です。

○議長（堀江 隆臣君） 金曜日付だったか、21日付ですか、きのうですね。きのう、この決議案が提出されました。その時点で、御本人にもこういうことになるということを申し上げました。この問題については、御本人にも言い分はあると私も思いますので、弁明をされるかどうかの確認をいたしましたけれども、御本人としては、もうこの件について弁明は行わないということを明言されましたので、今回は発議ということで、一応提出ということになりました。以上です。

高橋君。

○7番（高橋 健君） それは、会議がある前での渡辺議員の考えでありまして、こういう意見が出ているというのを聞かれた中での渡辺議員の考えが同じなのかというのは、確認をお願いしますでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋議員、もう1回いいですか。

○7番（高橋 健君） それは、この会議が始まる前に、渡辺議員に弁明をされるかされないかということなんですけれども、同じ同志の中から、どういう経緯、どういう感じなのかということを最終的に聞きたいという要望があったけれども、それでも弁明はしないのかという確認はできませんかということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） きんのうの時点で確認しておりますので、私は最後通告と思っております。

○7番（高橋 健君） はい、わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「意見なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 意見がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

7番、高橋君。

○7番（高橋 健君） 討論ではございません。申しわけない。政治家として、白黒はっきりつけるのが本来のスタイルだと思いますけれども、私はこれを判断する材料、実際セクシュアルハラスメントがあったというのは本人さん認めていらっしゃると思いますので、この動議が出されることには、基本的には賛成でございます。しかしながら、私が政治家として判断する材料に関しては個人的に乏しいので退席させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 許可します。

〔7番 高橋 健議員退場〕

○議長（堀江 隆臣君） それでは、発議第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

〔7番 高橋 健議員、18番 渡辺勝也議員 入場〕

日程第6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び各特別委員会委員長より、お手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました議案は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成22年第4回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時31分